旭川医科大学固定資産細則の一部を改正する細則

旭川医科大学固定資産細則(令和元年8月30日学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を、同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後		現行	
(略)		(略)	
<u>附 則</u>			
この細則は、令和4年5月25日から施行し、改正後の別表2は、令和4			
<u>年4月1日から適用する。</u>			
(略)			
別表2(第7条第1項関係)		別表2(第7条第1項関係)	
使用責任者	固定資産の範囲	使用責任者	固定資産の範囲
施設課長	不動産等	施設課長	不動産等
事務局各課(監査室を 左記組織に属する動産等		事務局各課(<u>学長政策</u>	左記組織に属する動産等
含む。)の長		推進室及び監査室を含	
		む。)の長	
医学部各講座の長		医学部各講座の長	
医学部各学科目の長		医学部各学科目の長	
図書館長		図書館長	
入学センター長		入学センター長	
教育センター長		教育センター長	
先進医工学研究センタ		先進医工学研究センタ	
一長 知的財産センター長		一長 知的財産センター長	-
四切別座ピング一支		四切別座ピング一技	

教育研究推進センター	教育研究推進センター
長	長
インスティテューショ	インスティテューショ
ナル・リサーチ室長	ナル・リサーチ室長
看護職キャリア支援セ	看護職キャリア支援セ
ンター長	ンター長
地域共生医育統合セン	地域共生医育統合セン
ター長	ター長
保健管理センター長	保健管理センター長
各学内共同利用施設の	各学内共同利用施設の
長	長
各診療科長	各診療科長
病院各部・室の長	病院各部・室の長
病院各センターの長	病院各センターの長
(略)	(略)
【改正理由】	
令和4年4月1日付け事務局等組織の改組に伴い,所要の改正を行う	
ものである。	